

新成人のみなさまおめでとうございます 20歳から国民年金

日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、保険料を納めることが義務付けられています。

国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一、病気やケガで障害が残ったときや、一家の働き手が亡くなったときなど、あなたやあなたの家族を守ってくれます。

ただし、加入の届出や保険料の納め忘れがあると年金が受けられないこともありますので、「あの時に・・・」と後悔する前に、国民年金の加入手続きを行いましょう。

加入の手続きは、市（区）役所または町村役場の国民年金担当係または年金事務所へお尋ねください。※20歳前に就職して厚生年金等に加入中の方は、加入手続きは不要です。

なお、学生の方や収入が少なく保険料の納付が困難な方は、「学生納付特例」や「若年者納付猶予」など保険料の支払いが猶予される制度がありますので、国民年金の加入手続きと一緒に申請してください。

被保険者の種類	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
対象者	20歳以上60歳未満の自営業の方、農林漁業の方、学生の方など	会社員、公務員など（厚生年金保険や共済組合の加入者で65歳未満の方）	第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者
保険料	国民年金保険料 【定額】15,020円 (平成23年度) 被保険者が負担します。	厚生年金保険料率 16.412% (平成23年9月現在) 労使折半で負担します。	被保険者本人は保険料負担を要しません。 配偶者の加入している年金制度の保険者が負担します。

■国民年金の給付は、3種類の基礎年金があります

老齢基礎年金

65歳から生涯受けられます。

障害基礎年金

病気やケガで障害の状態になった方が受けられます。

遺族基礎年金

夫が亡くなったときに子のある妻または子が受けられます。

■年金手帳は大切に保管しましょう

公的年金制度では、すべての制度に共通して使用される基礎年金番号が用いられています。

国民年金や厚生年金保険に加入すると基礎年金番号が記載された年金手帳が交付され、加入記録や保険料の納付状況などがこの番号で管理されます。

年金手帳は、年金に関する手続きの際に必要となりますので、大切に保管してください。